

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

15	乳幼児又は児童を養育している者等に対する当該乳幼児又は児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(提出理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の条例で定める事務を追加する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。